

南九州市議会告示第 1 号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

南九州市議会議長 今吉 賢二

- 1 日 時 令和 6 年 4 月 4 日（木）午前 9 時 30 分
- 2 場 所 南九州市議会議事堂（南九州市役所知覧庁舎 2 階）
- 3 事件名 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票
条例の制定について
- 4 意見を述べる者 請求代表者 4 人以内
- 5 意見を述べる時間 1 時間以内（意見を述べる者の合計時間）